



震災などの義援金として会社から地方自治体などに寄附することがあります。また、地元の神社の祭礼などで会社から寄進を行なうこともあるでしょう。こうした場合の経費処理については経理担当者としても悩むところです。ここでは交際費等との違いや損金算入額の計算方法など、経理担当者として知っておきたい「寄附金税制」の基本知識をレクチャーします。

日本では2011年の東日本大震災をきっかけに寄附をする人が増え、今では個人法人を合わせた寄附額は1・2兆円にのぼるとも言われています。最近も、自然災害による被災者支援や軍事侵攻による人道支援のために寄附を募る自治体や団体を多く見かけます。国語辞典によると、寄附とは「公共事業等のために金品を贈ること」といった意味ですが、法人税法の考え方はもう少し広く「寄附金、拠出金、見舞

金、その他いずれの名義をもってするかを問わず、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与」となっています。

基本的には「会社の事業に直接関係ない相手に、見返りを求めず任意に無償で提供する金品やサービス」が「寄附金」と考えておけば問題ありませんが、実務ではこれらの判断が難しい取引もあります。そこで本稿では、経理担当者なら押さえておきたい寄附金税制の基礎や留意点を解説していくことにします。

寄附金の区分と取扱いを押さえておこう



まず最初に、寄附金の区分と取扱いについて見ておくことにしましょう。法人税法での寄附金の区分と取扱いは、次のとおりとなっています。

(1) 国、地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金
 国、地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定した寄附金（指定寄附金）は、支出寄附金の全額が損金算入されます。指定寄附金には、赤い羽根共同募金や国立大学、日本赤十字社に対する一定の寄附金等があります。全額政府出資で設立された日本中央競馬会や外国政府等は「国」には該当しません（これらへの寄附金は一般の寄附金となります）。

(2) 特定公益増進法人等や認定NPO法人等に対する寄附金
 特定公益増進法人等や認定NPO法人に対する寄附金のうち一定の要件を満たすものは、次ページ図表1の特別損金算入限度額までが損金算入されます。

例えば、所得の金額が300万円、

資本金等の額が1000万円、1年決算法人のケースで考えてみます。所得基準額は300万円×6・25/100＝18万7500円、資本基準額は1000万円×3・75/1000＝3万7500円となり、特別損金算入限度額は(18万7500円+3万7500円)×1/2＝11万2500円となります。当年に認定NPO法人に支出した寄附金が12万円だとすれば、12万円-11万2500円＝7500円が限度超過額となります。なお特定公益増進法人には、独立行政法人（国立病院等）や公益法人、一定の学校法人（私立大学等）、日本赤十字社等があります。

(3) 一般の寄附金（上記以外の寄附金）
 上記に該当しない一般の寄附金は、次ページ図表2の損金算入限度額までが損金算入されます。

(2)と同様に所得の金額が300万円、資本金等の額が1000万円、1年決



事業との関連性や目的によっては寄附金ではなく交際費等、広告宣伝費、福利厚生費等となります。ここでは、判断のポイントをケーススタディで確認していきましょう。

(1) 神社やお寺に対する寄附金

神社の祭礼等の寄附金は、原則寄附金となります。例えば、神社やお寺で授かるお守り、お札や熊手の初穂料等は(物品の購入費用ではなく)喜捨金

(2) 社会事業団体や政治団体に対する寄附金
社会事業団体(共同募金会やNPO法人のような社会貢献活動を行なう組

と考えられており、原則、寄附金とされています。ただしお土産として販売されている線香やお菓子、絵ハガキやキーホルダーといった実用品等は、神社やお寺で購入しても寄附金とはなりません。
なお、寄贈先の神社やお寺と事業上の関連がある場合(例えば、社殿の改修工事を請け負う建設業者等)で、今後も円滑に取引を行なうため支出する寄附金は交際費等(定額控除限度額年800万円を超える部分の金額は損金不算入等)となります。
また、夏祭りや境内に社名入りの提灯や看板を掲示してもらい販売促進のために支出する協賛金等は広告宣伝費(全額損金不算入)となります。

(3) 国や地方公共団体に対する寄附金
国等に対する寄附金は原則、全額が損金算入となりますが、これらの寄附金には金銭の支出だけでなく保有財産の寄附も含まれます。例えば、法人が保有する土地を、地域防災事業のために国に寄附した場合も、国等に対する寄附金に該当します。
ただし自社工場の前の私道を舗装してもらったため県に寄附するといった、

図表1 特別損金算入限度額の計算式

特別損金算入限度額 = (所得基準額 + 資本基準額) × $\frac{1}{2}$

※所得基準額 = 所得の金額 × $\frac{6.25}{100}$

※資本基準額 = 資本金等の額 × $\frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000}$

※限度超過額は一般の寄附金の額に含めます

算法人のケースで考えてみます。所得基準額は300万円 × 2.5 / 100 = 7万5000円、資本基準額は100万円 × 2.5 / 1000 = 2万5000円

図表2 損金算入限度額の計算式

損金算入限度額 = (所得基準額 + 資本基準額) × $\frac{1}{4}$

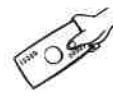
※所得基準額 = 所得の金額 × $\frac{2.5}{100}$

※資本基準額 = 資本金等の額 × $\frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000}$

000円となり、損金算入限度額は(7万5000円 + 2万5000円) × 1 / 4 = 2万5000円となります。当年に支出した一般の寄附金が12万円だ

(4) その他
国外関連者に対する寄附金は、支出寄附金の全額が損金不算入となります。国外関連者とは、寄附金を支出した法人との間に特殊な関係(持株関係、実質支配関係等)がある外国法人をいいます。また法人による完全支配関係(100%子会社等)がある他の内国法人に対する寄附金も、全額が損金不算入となります(グループ法人税制)。
寄附金と他の費用との区分はこうする

法人税法では寄附金、拠出金、見舞金と呼ばれるものは基本的に寄附金と考えますが、これらの名義であっても、



「自己が便益を受けるための負担金」は、寄附金ではなく繰延資産（償却期間に応じた損金算入）となります。

また自社が保有する土地を開発する目的で隣接する私道を市に寄附した際に、私道の無償提供は名目的にすぎない（私道の効用は開発する土地に吸収される）と判断されたときは、寄附による損失は発生していないものとされます。

(4) 大学等に対する寄附金

財務大臣の指定を受けた国公立大学等に対する寄附金は全額が損金算入、学校法人である私立大学等に対する寄附金は特定公益増進法人等に対する寄附金として特別損金算入限度額までが損金算入となります。

ただし法人と大学等との間にまったく取引関係がなく、例えば社長の出身校であるという理由だけで寄附したと認められる場合は、社長個人が負担す

べき臨時的な支出として役員賞与（損金算入及び源泉所得税の追徴）となります。

(5) 日本赤十字社に対する寄附金

日本赤十字社に対する寄附金のうち指定寄附金（毎年4月～9月の期間中に寄附したものを、都道府県ごとの上限あり）は全額が損金算入、それ以外の事業全般に対する寄附金は特定公益増進法人等に対する寄附金として、特別損金算入限度額までが損金算入となります。同じ団体に対する寄附金であっても取扱いが異なるので、注意が必要です。

日本赤十字社が発行する受領書に「法人税法第37条第3項第2号に該当」と記載されていれば指定寄附金、「法人税法第37条第4項に該当」と記載されていれば特定公益増進法人等に対する寄附金となります。

なお日本赤十字社に対して義援金を支

やカタログギフト等の支給は原則、給与課税となります（ただし旅行券は、支給後1年以内に旅行を実施する等の要件を満たせば給与課税されないという取扱があります）。

(7) 取引先等に対する金品の贈与等

事業に関係ある取引先等に対する金品の贈与等は、一般的には取引の円滑化を目的と考えるので基本的には交際費等に含まれます。例えば得意先の担当者に結婚祝いやお歳暮を贈ったり、ゴルフで接待を行なったりする費用は交際費等となります。

一方、得意先に見本品や試用品を供与する場合や、一般消費者を抽選で旅行に招待する場合等は、周知宣伝効果を意図するものとして広告宣伝費となります。ただし、広告宣伝用資産の贈与（ビールメーカーが自社名人りの看板を居酒屋に無償提供する等）は贈与側の繰延資産となります。

なお、取引先等が被災した際に支出する災害見舞金は、取引先の救済を通じての自社の損失回避とみることができ、そのため、寄附金や交際費等とならずに全額が損金算入されます。

(8) 取引先等に対する低利貸付け

事業に関係ある取引先等に対して通常よりも低い利率で貸付けを行なったときは、本来收受すべき利息との差額は原則、寄附金となります（交際費等とはなりません）。

例えば、通常利率が3%にもかかわらず利率1%で取引先に1000万円を融資した場合、收受すべき利息100万円×3%＝30万円と実際に受け取った利息1000万円×1%＝10万円との差額20万円が、取引先に対する寄附金となります。ただし、取引先の合理的な経営再建や災害支援を目的とした低利貸付けによる利息の差額は寄附金となりません。

払った場合でも、その義援金が最終的に義援金配分委員会等に拠出されるときは国等に対する寄附金として全額が損金算入されます。その場合は、受領書に「法人税法第37条第3項第1号に該当」と記載されます。

(6) 従業員等に対する金品の贈与

従業員等に対して支給する金品のうち一定のものは福利厚生費となります。例えば、社内規程に従って支給する結婚祝いや香典、花輪代等は福利厚生費となります。ただし慶弔禍福の費用でも「支給基準があいまい」「支給額が不相当に高額」といった場合は、従業員等に対する給与（従業員等が死亡している場合は遺族に対する寄附金）として取り扱われます。

創業記念や永年勤続表彰として支給する記念品も一定の基準（換金性が低い、選択性が乏しい等）を満たしていれば福利厚生費となりますが、商品券

また、個人的な事情で役員に低利貸付けを行なうと、利息の差額は役員給与（臨時的支出であれば役員賞与）となります。役員個人に対する貸付けが無利息無期限無返済の場合は、税務署から貸付金の全額を役員賞与と認定されることもあります。

(9) 取引先等に対する債権放棄

取引先等に対して一定の要件（債務超過となり返済能力を喪失する等）を満たして行なう債権放棄（未回収の売上代金を免除等）は、貸倒損失として全額が損金算入となります。一方で、返済能力がある取引先に特段の理由もなく債権放棄を行なった場合は、その放棄した金額は得意先に対する寄附金（一般の寄附金）となります。

ただし、被災した得意先の復旧支援として行なう債権放棄（通常の営業活動を再開するまでの期間内に売上代金を免除する等）は、得意先の返済能力

図表3 税額控除の計算

<p>① 公益社団法人、認定 NPO 法人等の寄附金特別控除</p> <p>寄附金特別控除額 = (特定寄附金の合計額[※] - 2000円) × 40%</p> <p>※総所得金額等の40%が限度</p>
<p>② 政党等の寄附金特別控除</p> <p>寄附金特別控除額 = (特定寄附金の合計額[※] - 2000円) × 30%</p> <p>※総所得金額等の40%が限度</p>

の有無にかかわらず寄附金以外の損金として全額が損金算入されます。

(10) グループ会社との不動産売買等
 特段の事情もなく通常と異なる価格でグループ会社と不動産売買等を行なった場合は、通常価格との差額が寄附金となります。

例えば、親会社が所有する時価3億円の土地を子会社が1億円で買った場合（低額譲渡）は、差額の2億円が親会社から子会社に対する寄附金となります（子会社は2億円の受贈益を計上）。逆に親会社が所有する時価1億円の土地を子会社が3億円で買った場合（高価買入）は、子会社から親会社に対する2億円の寄附金となります（親会社は2億円の受贈益を計上）。他にも親会社が所有する土地に子会社が建物を建築した際に相当の地代を受受しないと、親会社から子会社に対して権利金相当の寄附があったものと

する「借地権の認定課税」という取扱いもあります。

グループ会社に対する寄附金は原則、一般の寄附金となりますが、寄附先が国外関連者である場合は全額が損金不算入となります。また、完全支配関係にある内国法人に対する寄附金は、グループ法人税制により全額が損金不算入となります（寄附金を受けた側の受贈益も益金不算入）。

(11) 被災者支援の義援金等

被災者支援のため自治体に支払った義援金は、「国等に対する寄附金」として全額損金算入となります。募金団体に支払った義援金でも、最終的に国や地方公共団体に拠出されることが税務署で確認できれば「国等に対する寄附金」となります（確認できない場合は、寄附先の団体の区分に応じて特定公益増進法人等に対する寄附金または一般の寄附金となります）。ただし外

国政府や在日外国公館等に直接寄附した場合は、国等に対する寄附金に該当しません。

コンビニがにおにぎりやパンを避難所に提供する等、不特定多数の被災者支援のため自社製品等を提供した際の費用は、企業のイメージアップ効果が生じると考えて広告宣伝費として全額が損金となります。また、自社の社員をボランティア活動に従事させた際も、給与額は寄附金には該当せず通常の給与扱いとなります。

個人が寄附を行なった場合の税務はこうなる



ここからは少し視点を変えて、個人が寄附を行なった場合の税制上の取扱いについて見ていきます。

個人が一定の寄附金（特定寄附金¹¹ 国または地方公共団体、公益団体等と

いった団体に対して行なった寄附金を支出した場合は、特定寄附金の区分に応じて次の税制優遇を受けることができます。

(1) 所得控除

次の算式で計算した寄附金控除額を総所得金額から控除することができます。

寄附金控除額¹¹特定寄附金の合計額[※] - 2000円

※総所得金額等の40%が限度

例えば、特定寄附金の合計額が10万円だった場合、寄附金控除額は原則10万円 - 2000円 = 9万8000円となります。仮に所得税率を20・42%とすると、寄附金控除による所得税の軽減額は9万8000円 × 20・42% = 2万11円となります。

(2) 税額控除（特別控除）

一定の要件を満たす特定寄附金は、所得控除に代えて税額控除を適用することができます。税額控除の計算は、図表3のとおりです（所得税額の25%相当額を限度。100円未満切捨）。

例えば、公益社団法人に対する一定の特定寄附金の合計額が10万円だった場合、寄附金特別控除額は原則（10万円 - 2000円） × 40% = 3万9200円となります。

また、住民税についても、個人が一定の寄附金を支出した場合は、寄附金の区分に応じて税額控除を受けることができます。なお、住民税には寄附金の所得控除はありません。

(1) 基本控除額（対象となるすべての寄附金）

次の算式で計算した税額控除額（基本控除額）を住民税額から控除します。

図表4 法人税の寄附金の取扱い

区 分	取扱い
国、地方公共団体に対する寄附金 財務大臣の指定した寄附金	支出寄附金の全額が損金算入 ※企業版ふるさと納税は、他に法人住民 税事業税の税額控除あり
特定公益増進法人等に対する寄附金 認定 NPO 法人等に対する寄附金	支出寄附金の額 - 特別損金算入限度額 = 損金不算入
一般の寄附金	支出寄附金の額 - 損金算入限度額 = 損金不算入
国外関連者に対する寄附金	支出寄附金の全額が損金不算入
完全支配関係がある他の内国法人に 対する寄附金	支出寄附金の全額が損金不算入 ※受取側は益金不算入

図表5 個人（所得税・住民税）の寄附金控除の取扱い

特定寄附金の 区分	所得税	住民税	
		都道府 県税	市町村 民税
国	所得控除	控除対象外	
地方公共団体 (ふるさと納税)		税額控除 (特例控除)	
共同募金会 日本赤十字社	所得控除	税額控除 (基本控除) ※住所地の都道 府県に所在する 支部等に限定	
認定 NPO 法人等	所得控除 or 税額控除 の選択適用	税額控除 (基本控除) ※住所地の都道 府県・市区町村 の条例指定があ る場合に限定	
公益社団法人 学校法人等	所得控除 ※一定の要件を 満たせば税額控 除との選択適用	控除対象外	
政党等		控除対象外	

基本控除額Ⅱ（寄附金の合計額※
12000円）×10%
※総所得金額等の30%が限度

例えば、寄附金の合計額が10万円だ
った場合、寄附金の税額控除額（基本
控除額）は原則（10万円-2000円）
×10%＝9800円となります。

(2) 特例控除額（ふるさと納税）
次の算式で計算した税額控除額（特
例控除額）を住民税額から控除します
（住民税所得割額の20%を限度）。

特例控除額Ⅱ（寄附金の合計額-20
00円）×（90% - 0.45・94.5%）※
※所得税の限界税率

例えば、寄附金（ふるさと納税）の
合計額が10万円、所得税の限界税率が
20.42%だった場合、特例控除額は
（10万円-2000円）×（90%-20.42%）
＝6万8189円となります。
この場合、住民税の税額控除額の合計
額は基本控除額9800円（上記(1)参
照）と特例控除額6万8189円を足
した7万7989円となります。

さらに所得税の所得控除による軽減
額2万11円を加えた9万8000円が、
ふるさと納税10万円による税負担軽減
額となります。

なお、寄附金控除は会社の年末調整
では手続きができません。従業員から
相談があった際は、ご自身で確定申告
を行なう（ふるさと納税のみの場合は
寄附先の自治体にワンストップ特例を
申し込む）ように伝えましょう。



寄附金は「支出時に損金」となる（未
払計上は認められない）ので、当期の
損金とするなら年度末までに支払う必
要があります。また領収書の宛名は必
ず会社名にしてもらいましょう。社長
個人名宛だと、税務調査で否認される
可能性があります。

なお経理担当者としては寄附金等の
判別だけでなく、「どの取扱いとなれ
ば税負担が軽減されるのか」といった
点も押さえておきたいところです（例
えば、一般の寄附金と交際費等のどち
らが自社に有利なのか）。

そのためには所得金額を見積もって
事前に限度額を計算しておくことも大
切です。前ページ図表4、5に寄附金
税制の取扱いをまとめましたので参考
にしてください。

*紙数の関係で企業版ふるさと納税
（地方創生応援税制）については解説
を省きました。



●ひろい みつひろ

1975年埼玉県生まれ。日本大学文理学
部心理学科卒業。中央競馬ヒールセン
ター（JRA関連企業）を経て、KCCS
マネジメントコンサルティング（京セラ関
連企業）入社。2008年、平井会計事務
所開業。近況：最近家族で「リアル脱
出ゲーム」に参加しています。初対面の方
と協力して謎解きするのはテレビ番組やテ
ジタルゲームとは違う新鮮な面白さがあり
ます。社員研修や懇親会に取り入れる会社
があるのも納得です。